

岩手県企業の森づくり CO₂ 吸収量認定制度実施要綱

制定 平成 22 年 8 月 24 日 森整第 438 号

制定 平成 25 年 12 月 19 日 森整第 613 号

改定 令和 6 年 2 月 28 日 森整第 750 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、企業等が社会貢献活動として行う森林整備活動（以下「企業の森づくり活動」という。）により整備された森林の CO₂ 吸収量（以下「CO₂ 吸収量」という。）を岩手県が認定することに関し必要な事項を定める。

(認定申請の対象)

第 2 CO₂ 吸収量認定の申請ができる者は、県内で企業の森づくり活動に関する協定等（以下「協定」という。）を締結し、企業の森づくり活動を行う企業等（以下「対象者」という。）とする。

(認定対象森林)

第 3 CO₂ 吸収量認定の対象とする森林は、協定に基づき対象者が企業の森づくり活動を行った森林（以下「対象森林」という。）とする。

(対象活動)

第 4 CO₂ 吸収量認定の対象とする活動は、対象者が平成 21 年 4 月以降に協定に基づき対象森林において実施（費用負担を含む）した森林整備（以下「対象活動」という。）とし、森林整備の対象及び基準は、別表 1 のとおりとする。

(認定の申請)

第 5 CO₂ 吸収量の認定を受けようとする対象者は、対象活動を実施した後に、CO₂ 吸収量の認定申請を様式第 1 号により岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。ただし、対象者が認定申請できるのは、協定 1 件につき 1 回に限るものとする。

2 認定申請期間は、毎年 10 月 1 日から 10 月 20 日とする。

(認定)

第 6 知事は、第 5 の認定申請を受けたときは、申請内容が以下の項目を満たしているか確認し、不備等がない場合は、CO₂ 吸収量を算定するものとする。

(1) 申請者が申請を行う資格を有していること

(2) 認定申請の森林が「企業の森づくり活動」の対象森林であること

(3) その他認定することに支障がないこと

2 知事は、CO₂ 吸収量を算定しようとするときは、別に定める「岩手県企業の森づくり CO₂ 吸収量認定に係る現地計測要領」（平成 22 年 8 月 24 日 森整第 439 号）に基づき現地計測を実施する。

3 知事は、現地計測の結果を基に、別に定める基準により認定する CO₂ 吸収量を算定

する。

CO₂吸収量の算定対象期間は、別表2のとおりとする。

4 知事は、算定結果に基づき岩手県企業の森林づくりCO₂吸収量認定調書（様式第2号）を作成の上、申請者にCO₂吸収量認定書（以下「認定書」という。）（様式第3号）を交付するものとする。

5 知事は、認定状況を県のホームページに掲載するとともに認定台帳（様式第4号）を整備するものとする。

（認定の変更又は取り消し）

第7 知事は、様式第2号（裏面）に記載するCO₂吸収量算定対象期間内に、対象森林の全部又は一部が、森林以外への転用や災害等による森林の崩壊などにより、CO₂吸収機能が損なわれ、認定したCO₂吸収量が期待できなくなったときは、認定したCO₂吸収量の変更又は取り消しを行うとともに、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（認定書の利用）

第8 申請者は、認定書を社会貢献活動の証として広く広報活動に用いることができるものとする。

2 申請者は、認定書を有価で取引してはならない。また、認定書は県が独自の方法によりCO₂吸収量を認定するものであり、他のCO₂吸収量評価制度と関連するものではない。

（その他）

第9 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。
この要綱は、平成25年12月19日から施行する。
この要綱は、令和6年2月28日から施行する。

別表 1 (第 4 関係)

森 林 整 備 の 対 象 及 び 基 準

1 植 栽

樹 種	植栽本数 (1 h a 当たり)
ス ギ	1, 0 0 0 本以上
アカマツ	2, 8 0 0 本以上
カラマツ	1, 0 0 0 本以上
その他針葉樹	2, 0 0 0 本以上
クリ、クルミ、ウルシ	1, 0 0 0 本以上
その他広葉樹	2, 0 0 0 本以上

2 除 伐

目的木の健全な生育を妨げる他の樹木等を伐採若しくは刈り払うこと。

3 間 伐

目的木の成立本数の 2 0 % 以上を伐倒すること。

別表 2 (第 6 の 3 関係)

CO₂ 吸収量の算定対象期間

森 林 整 備 の 対 象	算定対象期間
植 栽	1 0 年
除伐及び間伐	1 年